

「小児医療費助成制度の拡充（案）」について

市民の皆様からの意見を募集します

少子化の進行、新型コロナウイルス感染症の長期化や国際情勢の変化による物価高騰による子育て家庭への大きな影響等、本市の子どもを取り巻く社会経済環境の変化等を背景に、川崎市では、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、小児医療費助成制度の拡充について検討を進めてまいりました。

このたび、「小児医療費助成制度の拡充（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和4年11月21日（月）から令和4年12月20日（火）まで

※郵送の場合は、当日の消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで
（土・日曜、祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含）、各図書館（分館含）、こども未来局こども支援部こども家庭課（川崎市役所第3庁舎13階）

3 提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかにより、川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課までお寄せください。

◆ 電子メールは、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用フォームを御利用ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>

◆ 意見書の書式は自由です。「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記ください。

◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2695 FAX 044-200-3638